

<勧誘方針>

■ 金融商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。

- ・ 販売等に当たっては、保険業法、金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法、個人情報保護に関する法律及びその他各種法令等を遵守して参ります。
- ・ お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行って参ります。
- ・ 保険金の不正取得を防止する観点から、適正に保険金額を定めるなど、適切な保険販売を行うよう努力して参ります。

■ 金融商品に関するお客様の知識・経験、契約目的、財産の状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた金融商品の販売等に努めます。

- ・ 保険販売等においては、お客様を取り巻くリスクの分析やコンサルティング活動を通じて、お客様の意向と実情に沿った、適切かつ最大限配慮した商品設計、販売・勧誘活動を行って参ります。
- ・ また、お客様のご経験、ご契約目的、財産の状況等を勘案し十分把握した上で、商品内容やリスク内容等の適切な説明を行って参ります。
- ・ ・変額保険等の投資性商品の勧誘に当たっては、商品内容やリスク内容等について十分な説明に努めて参ります。
- ・ お客様に関する情報については、適正な取り扱いを行い、お客様の権利利益の保護に配慮して参ります。

■ お客様への商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。

- ・ 販売・勧誘活動に当たっては、お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります。
- ・ お客様と直接対面しない販売等を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう努力して参ります。

■ お客様のご意見等の収集に努め現状を把握し、お客様の満足度を高めるよう努めます。

- ・ 保険契約について、万が一保険事故が発生した場合には、保険金の請求にあたり適切な助言をして参ります。
- ・ お客様の様々なご意見等の収集に努め、その後の販売等に活かして参ります。

▲ 留意事項

(1) 特定保険契約の種類

金利・通貨の価格・金融商品市場の相場等の変動によってお客さまに損失が発生するおそれがある保険契約は、「特定保険契約」と定義され、対象となる保険種類は以下の通りです。

- ・変額保険・変額年金
- ・外貨建保険・外貨建年金
- ・MVA（市場価格調整）を利用した保険

(2) 金融商品取引法の準用

特定保険契約の募集にあたっては、金融商品取引法の規制の一部が以下のとおり準用されています。

- ・適合性の原則
お客さまの知識・経験、財産の状況や契約の目的に照らして、不適当な勧誘の禁止
- ・契約締結前交付書面の交付義務
「契約概要」「注意喚起情報」（諸費用・市場リスクなど）を記載した書面の交付義務
- ・契約締結時交付書面の交付義務
契約成立後に諸費用、市場リスクなどを記載した書面の交付義務
- ・広告規制
広告・広告類似行為における諸費用、市場リスクなどの表示
- ・損失補てんの禁止
お客さまへの損失補てん、利益の追加の申込み、約束、実行の禁止
- ・その他の禁止事項
迷惑を覚えさせる時間に訪問し、または電話する行為の禁止など

(3) 特定保険契約の募集にあたっての情報収集

特定保険契約の募集にあたっては、お客さまの知識、投資経験、財産の状況および特定保険契約を締結する目的を的確に把握のうえ、お客さま属性等に則した適正な募集の履行を確保する必要があり、以下の情報をお客さまから収集します。

- ・生年月日（お客さまが自然人の場合に限る）
- ・職業（お客さまが自然人の場合に限る）
- ・資産、収入等の財産の状況
- ・過去の金融商品取引契約の締結およびその他投資性金融商品の購入経験の有無
およびその種類
- ・既に締結されている金融商品の満期金または解約返戻金を特定保険契約の保険料に
充てる場合は、当該金融商品の種類
- ・特定保険契約を締結する動機・目的、その他お客さまの意向に関する情報

お客さまの意向に関する情報については、「意向確認書の記載事項」および「適合性原則確認書」の内容を参照し、適切に収集する必要があります。

(4) 特定保険契約の募集における適切性の確保

特定保険契約の募集にあたり、お客さまから収集した情報の内容に則した適切な募集を行い、当該お客さまの保護に欠けることのないようにしなければなりません。

「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」の交付に際し、あらかじめ、お客さまに対し書面の内容について、収集した情報の内容に照らして、当該お客さまに理解されるために必要な方法および程度によって説明を行う必要があります。

(5) 特定保険契約の募集におけるリスクの説明

特定保険契約の募集を行う際には、市場リスクの内容およびそれにともない生じるおそれのある結果について、十分にご理解いただけるようご説明致します。

2025 年 11 月 1 日

